

<新旧>

第58号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 年 月 日

神奈川県知事殿

市長

利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る交付金の額の算定に関する報告書

地方税法第71条の26、第71条の47及び第71条の67の規定による利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る交付金の額の算定に必要な事項について、次のとおり報告します。

年度に地方税法第739条の4第2項の規定により県に払い込んだ額	円
平成29年以降の所得に課された県民税に係る払込額	円
均等割額 (A)	円
所得割額 (B)	円
地方税法第50条の2の規定により課した所得割額 (C)	円
指定都市に係る所得割額 (D) = (B) - (C)	円
平成28年以前の所得に課された県民税に係る払込額 (E)	円
地方税法施行令第9条の15第1項第1号、第9条の19第1項第1号及び第9条の23第1項第1号の額 (F) = (A) + (C) + (E)	円
地方税法施行令第9条の15第1項第2号、第9条の19第1項第2号及び第9条の23第1項第2号の額 (G) = (D) × (4.025% / 2.025%)	円
本市が算定した基準道府県民税額 (F) + (G)	円

備考 1 地方税法第739条の4第2項の規定により県に払い込んだ額は、地方自治法第233条第1項の規定により調製された県の決算に係る個人の県民税の額のうち、当該市から地方税法第739条の4第2項の規定により県に払い込まれた個人の県民税の額に相当する部分の額であるため、次のとおり市決算ベースと県決算ベースの歳入年度が異なる場合があることに留意してください。

市に納付又は納入があつた月	歳入年度
N年度3月 (滞納繰越分)	市決算ベース N年度3月収入 (滞納繰越分) 県決算ベース N+1年度4月収入 (滞納繰越分)
N年度翌5月 (現年課税分)	市決算ベース N年度翌5月収入 (現年課税分) 県決算ベース N+1年度6月収入 (滞納繰越分)

2 円未満の端数が生じた場合は、端数金額を四捨五入してください。

年度に地方税法第739条の4第2項の規定により県に払い込んだ額	円
均等割額 (A)	円
所得割額 (B)	円
地方税法第50条の2の規定により課した所得割額 (C)	円
指定都市に係る所得割額 (D) = (B) - (C)	円

<新旧>

第63号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

法人の県民税及び事業税に係る課税標準額等の通知書

第 年 月 日 号

都道府県知事殿

神奈川県 県税事務所長

次のとおり法人の県民税及び事業税に係る課税標準額等について通知します。

法人の名称	(法人課税信託の名称)				
主たる事務所等の所在地					
事業(連結事業)年度	年 月 日から	年 月 日まで	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円	
税務官署処理区分及び処理年月日	(区分)	年 月 日	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額		
法人税修正申告年月日	年 月 日	申告期限延長月数	県民税 月	事業税 月	期末現在の資本金等の額
申告区分	処理区分		適用法人区分	法第 条の	適用

課税標準額の総額等	県民税	(使途秘匿金税額等) 法人税額 (個別帰属法人税額)	( 円) 千円	本県の加算金処置状況	不申告加算金			
	1号又は第2号に掲げる事業 地方税法第72条の2第1項第1号	所得金額	年 万円以下の金額		円	過少申告加算金に対応する所得金額等	1号又は第2号に掲げる事業 地方税法第72条の2第1項第1号	所得割
			年 万円を超え年 万円以下の金額				付加価値割	
			年 万円を超える金額				資本割	
			計又は軽減税率不適用法人の金額				収入割	
	3号に掲げる事業 地方税法第72条の2第1項第3号	付加価値額	付加価値額			重加算金に対応する所得金額等	1号又は第2号に掲げる事業 地方税法第72条の2第1項第3号	所得割
			資本金等の額				付加価値割	
			収入金額				資本割	
			収入金額				収入割	
	外国の法人	税額控除超過額相当額の加算額の総額	道府県民税分		円		1号又は第2号に掲げる事業 地方税法第72条の2第1項第3号	所得割
市町村民税分				付加価値割				
法人税割額から控除すべき外国税額の総額				資本割				
道府県民税分			円	収入割				

(法人課税信託の名称)	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円
年 月 日から 年 月 日まで	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額	

税 等 の 額 の 控 除 額 等	市 町 村 民 税 分		関係都道府県の事務所等 の所在地	事業税分割基準		県 民 税 分割基準
	(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の 総額					
	道 府 県 民 税 分	円				
	市 町 村 民 税 分					
	補 正 後 の 従 業 者 数 の 総 数					
	道 府 県 民 税 分	人				
	市 町 村 民 税 分		(分割都道府県数 計)			
加 算 税	過 少 申 告 加 算 税	円				
	重 加 算 税					
備 考						

付表 (略)

<新旧>

第65号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

法人税額等の通知書

第 年 月 日

市町村長 殿

神奈川県 県税事務所長

次のとおり法人税額(個別帰属法人税額)について通知します。

法人の名称	(法人課税信託の名称)				
主たる事務所等の所在地					
事業(連結事業)年度	年 月 日から	年 月 日まで	申告期限 延長月数 月		
税務官署処理区分及び処理年月日	(区分)	・ ・	期末現在の資本金の額又は出資金の額 千円		
法人税修正申告年月日	・ ・		期末現在の資本金の額及び資本準備金の 額の合算額		
法人税額 (個別帰属法人税額)の総額		千円	期末現在の資本金等の額		
使途秘匿金税額等		円	税額控除超過額相当 額の加算額の総額	円	
			外国の法人税等 の額の控除額等 (市町村民税分)	法人税割額から控除 すべき外国税額の総額 (個別)控除対象所得税額 等相当額の控除額の総額	
従業者の総数	人	貴市町村内の従 業者の数	人	補正後の従業者数の総数	人
申告区分		処理区分		重加算税対応所得金額	円

(備考)

・ ・	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の 額の合算額	
	期末現在の資本金の額及び資本準備金の 額の合算額	
千円	期末現在の資本金等の額	



によるもの	収入割	収入金額総額					割	利子割額の控除額				
		収入金額				100		額	更正・決定法人税割額			
	所得割	所得金額総額					均		既に納付の確定した法人税割額			
		所得金額				100		等	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
	付加価値割	付加価値額総額					割		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			
		付加価値額				100		額	差引法人税割額			
	資本割	資本金等の額総額					均		算定期間中において事務所等を有していた月数			
		資本金等の額				100		等	( 千 円 ) × $\frac{\quad}{12}$		十億	百万
	収入割	収入金額総額					割		既に納付の確定した均等割額			
		収入金額				100		額	差引均等割額			
	合計事業税額								納付すべき(減少(△印)する)県民税額			
	平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額				十億	百万	千	円	減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく繰越控除税額			
仮装経理に基づく事業税額の控除額								減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る繰越控除税額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額												
納付すべき(減少(△印)する)事業税額の内訳	地方税法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業	所得割										
		資本割										
内訳	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	所得割										
		資本割										
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく繰越控除税額												
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る繰越控除税額												

令和6年改正法附則第8条第2項の控除額	十億	百万	千	円			
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額					事業税の特定寄附金税額控除額		

特別法人事業税又は地方法人特別税				
摘	要	課税標準額	税率	税 額
更正、決定等によるもの	地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	十億:百万:千:円	100	十億:百万:千:円
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		100	
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		100	
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額				
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額	十億:百万:千:円	既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額		
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額		納付すべき(減少(△印)する)特別法人事業税額又は地方法人特別税額		
減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち仮装経理に基づく繰越控除税額		減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち租税条約の実施に係る繰越控除税額		

区 分	基礎税額	適用率	金 額
加 算 金	十億:百万:千円	100	百万:千:円
		100	
		100	
重 加 算 金		100	
		100	

不足税額については、裏面記載の計算による延滞金を加算して納付してください。

利子割額に関する計算	利 子 割 額	十億:百万:千:円
	控 除 し た 金 額	
	控除することができなかつた金額	
	既に還付を請求した利子割額	
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	
利子割額に係る還付金		

納 期 限	.
-------	---

延滞金計算期間控除	税 目	事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税	県 民 税
	対象期間	. . から . . まで 日間	. . から . . まで 日間
	対象税額	十億:百万:千:円	十億:百万:千:円

申告書の提出期限	
本来の提出期限	延長された提出期限
.	.

(裏) (略)

付表（用紙 日本産業規格A 4縦長型）

年 月 日から 年 月 日まで

事 業 税		課 税 標 準 額				税 率	税 額				
		兆	十億	百万	千		円	十億	百万	千	円
地 第 方 1 税 号 法 又 第 是 72 第 条 2 の 号 2 に 第 掲 1 事 項 業  更 正、 決 定 等 に 由 る	所 得 割	所 得 金 額 総 額									
		年 万 円 以 下 の 金 額					100				
		年 万 円 を 超 え 年 万 円 以 下 の 金 額					100				
		年 万 円 を 超 え る 金 額					100				
		計									
		軽 減 税 率 不 適 用 法 人 の 金 額					100				
	付 加 価 値 割	付 加 価 値 額 総 額									
		付 加 価 値 額					100				
	資 本 割	資 本 金 等 の 額 総 額									
		資 本 金 等 の 額					100				
	収 入 割	収 入 金 額 総 額									
		収 入 金 額					100				



もの

第1項第3号に掲げる事業 地方税法第72条の2	所得割	所得金額総額									
		所得金額						$\frac{\quad}{100}$			
	付加価値割	付加価値額総額									
		付加価値額						$\frac{\quad}{100}$			
	資本割	資本金等の額総額									
		資本金等の額						$\frac{\quad}{100}$			
収入割	収入金額総額										
	収入金額						$\frac{\quad}{100}$				
第1項第4号に掲げる事業 地方税法第72条の2	付加価値割	付加価値額総額									
		付加価値額						$\frac{\quad}{100}$			
	資本割	資本金等の額総額									
		資本金等の額						$\frac{\quad}{100}$			
	収入割	収入金額総額									
		収入金額						$\frac{\quad}{100}$			
合計事業税額											

平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額		十億	百万	千	円	事業税の特定寄附金税額控除額				
仮装経理に基づく事業税額の控除額						既に納付の確定した事業税額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						納付すべき(減少(△印)する)事業税額				
納付すべき(減少(△印)する)事業税額の内訳	地方税法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業	所得割				付加価値割				
		資本割				収入割				
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	所得割				付加価値割				
		資本割				収入割				
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					付加価値割					
	資本割				収入割					
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく繰越控除税額						減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る繰越控除税額				
特別法人事業税又は地方法人特別税										
摘要		課税標準額				税率	税額			
更に	地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	十億	百万	千	円	100	十億	百万	千	円

令和6年改正法附則第8条第2項の控除額	十億	百万	千	円				
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額					事業税の特定寄附金税額控除額			

正、 よる もの 決定等	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額					100			
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額					100			
	地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額					100			
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額									
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額	十億	百万	千	円	既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額				
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額					納付すべき(減少(△印)する)特別法人事業税額又は地方法人特別税額				
減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち仮装経理に基づく繰越控除税額					減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち租税条約の実施に係る繰越控除額				

区 分	基 礎 税 額			適用率	金 額		
	十億	百万	千円		百万	千	円
加 算 金				100			
				100			
				100			
重 加 算 金				100			
				100			

備考 (略)

<新旧>

第63号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

法人の県民税及び事業税に係る課税標準額等の通知書

第 年 月 日 号

都道府県知事殿

神奈川県 県税事務所長

次のとおり法人の県民税及び事業税に係る課税標準額等について通知します。

法人の名称	(法人課税信託の名称)			期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円
主たる事務所等の所在地				期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額	
事業(連結事業)年度	年 月 日から	年 月 日まで		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
税務官署処理区分及び処理年月日	(区分)	年 月 日		期末現在の資本金等の額	
法人税修正申告年月日	年 月 日	申告期限延長月数	県民税 月 事業税 月		
申告区分	処理区分		適用法人区分	法第 条の 適用	

課税標準額の総額等	県民税 (使途秘匿金税額等)法人税額(個別帰属法人税額)	(円) 千円		不申告加算金	円			
		所得金額	1号又は第2号に掲げる事業(地方税法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業)		所得割	本県の加算金処理状況	1号又は第2号に掲げる事業(地方税法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業)	所得割
			付加価値割		付加価値割			資本割
			資本割		収入割			収入割
	収入割		所得割		付加価値割			
	付加価値額	2号に掲げる事業(地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)	付加価値割		3号に掲げる事業(地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)		所得割	所得割
		資本割	資本割				付加価値割	付加価値割
		収入割	収入割				収入割	収入割
		収入割	収入割				収入割	収入割
	外国の法人	税額控除超過額相当額の加算額の総額			税額控除超過額相当額の加算額の総額			
道府県民税分		円	道府県民税分	円				
市町村民税分			市町村民税分					
法人税割額から控除すべき外国税額の総額		法人税割額から控除すべき外国税額の総額						
道府県民税分		円	道府県民税分		円			

(法人課税信託の名称)	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円
	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額	
年 月 日から 年 月 日まで	地方税法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額	

税 等 の 額 の 控 除 額 等	市 町 村 民 税 分		関係都道府県の事務所等 の所在地	事業税分割基準		県 民 税 分割基準
	(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の 総額					
	道 府 県 民 税 分	円				
	市 町 村 民 税 分					
	補 正 後 の 従 業 者 数 の 総 数					
	道 府 県 民 税 分	人				
	市 町 村 民 税 分		(分割都道府県数 計)			
加 算 税	過 少 申 告 加 算 税	円				
	重 加 算 税					
備 考						

付表 (略)

<新旧>

第65号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

法人税額等の通知書

第 年 月 日

市町村長 殿

神奈川県 県税事務所長

次のとおり法人税額 (個別帰属法人税額) について通知します。

法人の名称	(法人課税信託の名称)		
主たる事務所等の所在地			
事業 (連結事業) 年度	年 月 日から	年 月 日まで	申告期限 延長月数 月
税務官署処理区分及び処理年月日	(区分) . .	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円
法人税修正申告年月日	. .	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額	
法人税額 (個別帰属法人税額) の総額	千円	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
使途秘匿金税額等	円	期末現在の資本金等の額	
従業者の総数	人	貴市町村内の従業者の数	人
申告区分	処理区分	重加算税対応所得金額	円

(備考)

(区分) . .	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円
. .	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額	
. .	地方税法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額	
千円	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
	期末現在の資本金等の額	